

交際費のはなし

平成18年度から交際費の扱いが少し変わります。法人税を計算する上での重要事項（節税対策）ですのでがんばって理解してください。

改正されるところ

	今までは	これからは
変わる ところ	1人当たり3,000円が交際費と 会議費等の区分の目安	1人当たり5,000円以下の飲食 費について*損金算入が認められる ※裏ページ参照
実務では	「交際費」と「会議費」*の明確な区分 がなくケースバイケース 【会議費】*で仕訳すると → 全額が*損金算入額になります 【交際費】で仕訳すると → *損金算入額に制限がかかります ※裏ページ参照	1人当たり5,000円以下 →「会議費」* 1人当たり5,001円以上 →「交際費」
注意	☆ここでのいう飲食費（交際費）には役職員間の飲食費はふくまれません。 ☆高額な「会議費」が計上されている場合否認（*損金算入額と認められない） こともありますので、飲食費の領収書には接待等の相手先や人数等を メモしておくことをお勧めします。 ※裏ページ参照	

★ここで「会議費」という科目を使うのは集計上「交際費」と区別するためで、例えば「販売促進費」等の科目で仕訳してもかまわない。

交際費の復習

交際費

得意先や仕入先その他
事業に関係のある者等
に対する接待、慰安、
贈答などの費用

今回の改正でこの部分
の一部を「交際費」とし
なくてもよいとされた。

会議費

会議に関連して茶菓や
弁当その他飲食物等の
費用

→昼食の程度を超える
支出は交際費になる

福利厚生費

専ら従業員の慰安のため
に行われる運動会、
演芸会、旅行等に要し
た費用

→従業員におおむね一
律にかかる支出

「費用」と「損金」の違い

法人税の計算で重要！

「費用として認められる」と「損金として認められる」の違い

普段あまり気にもとめないことと思いますが、じつのところ株主に報告する“儲け（当期利益）”と税務署に報告する“儲け（所得）”とは微妙に違います。それは従う法律が違うからです。前者が商法（株主報告のため）に後者が税法（税金計算のため）に縛られています。同じ交際費でも商法では「費用」、税法では「損金」と呼んでいます。法律が違うので商法では認められる費用でも税法では損金として認められないものもあります。

☆簡単な例 交際費の場合（帳簿に計上した交際費は420万円）

商法	税法
売上 1000万円	売上 1000万円
交際費 <u>△420万円</u>	交際費 <u>△360万円</u>
当期利益 <u>580万円</u>	所得 <u>640万円</u>

微妙に言葉違いが違う

この額に↑税率をかけて税金が決まる！

交際費の全額が商売のために使ったと考えるため、株主がアカンというまではいくらでもOK。

交際費を無制限に認めると税務署は税金が減るので、少し減らされて計算させられます。この減額分を損金不算入額といいます。

法律が違うので本当は2種類の決算書をつくるべきですが、それでは普通の帳簿管理が複雑になってしまうので、実際は下のように計算し税務署に提出します。

税法	
売上	1000万円
交際費	<u>△420万円</u>
当期利益	<u>580万円</u>
損金不算入額	+60万円
所得	<u>640万円</u>

【損金不算入額の計算】
400万円×10%=40万円
400万円を超える額20万円

資本金が1億円を超える会社は交際費の全額が損金不算入額となります。

損金にならない費用はその他「法人税」「罰金」等があります。